

議事要旨(2) 財務諸表表示専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）から、「包括利益の表示に関する会計基準（案）及び関連基準等の改正」の公開草案について審議事項（２）－１のディスカッション・ポイントを中心に修正文案を審議事項とすることが説明された。引き続き、荻原主任研究員より審議事項（２）－２、（２）－３に基づき、公開草案に対するコメントの対応を反映した修正内容の説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言等は、以下のとおりであった。

（連結先行の要否について）

- 基本財務諸表に係る基準であり、当期純利益の在り方やリサイクリングの有無などとも関連しているため、連結を含めた日本の会計基準の体系における在り方をまず検討した上で、関係者が十分納得する形で個別財務諸表への適用を進めることが必要である旨の意見があった。これに対して事務局からは、個別財務諸表の在り方は重要なテーマと認識しているが、包括利益の表示は個別財務諸表でも株主資本等変動計算書ですでに開示されている情報であり、会社法上の分配可能額や現行の法人税法との関係で特段検討を要するものもなく、伝統的な会計実務を大きく変えるものではないと考えられるため、連結先行の考え方を適用する必要はないのではないかとの回答があった。
- コンバージェンスは連単同一が大原則であり、公開草案段階で連単同一で暫定合意もすでにしていることから、連結先行とすることには反対であり、また、利用者の情報ニーズとしては、包括利益の連単倍率等の分析等の必要性も考えられる旨の意見があった。
- 個別財務諸表で包括利益を開示している国はどの程度あるかについての質問があり、事務局から、EUでは例えば、ドイツ・フランスでは連結財務諸表にIFRSが適用され、個別財務諸表には自国基準を適用しており、個別財務諸表では包括利益は開示していない模様であるが、韓国では上場会社には連結財務諸表だけでなく個別財務諸表にも韓国語版IFRSを2011年から導入する予定であるので個別財務諸表での開示も行われる旨の回答があった。
- 個別財務諸表への適用に関して十分な議論を行うため、3か月程度公表を遅らせてさらに検討してはどうかとの意見や、企業結合のプロジェクトにおける少数株主持分の表示の取扱いの改正のタイミングに合わせて公表議決してはどうかとの意見もあった。
- 上場企業の個別財務諸表の在り方を議論する場を設けてほしいとの意見があった。

（注記について）

- 注記の適用時期を1年遅らせることについては、作成者サイドとしてシステムの検討の時間ができるため賛成である旨の意見があった。

- 組替調整額の取扱いに関する記述について、もっと分かりやすくするよう工夫したほうがよいとの意見があった。これに対して事務局からは、リサイクリングについては過去の取扱いを変更するものではないので、その点が伝わるように、基準及び設例での記載を検討したい旨の回答があった。

(非上場会社の取扱いについて)

- 非上場会社の取扱いについては会計基準の「結論の背景」の中で述べるべきものではないとの意見があった。これに対して事務局から、基準の公表時の前書き（「公表にあたって」）の中で記載することを検討する旨の回答があった。

(今後の対応について)

- 最後に、事務局から、それぞれの点に関して各委員から頂戴した意見を踏まえて引き続き検討することとしたい旨の説明があった。

以 上